

エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)

<https://www.enecho.meti.go.jp/>

1. 財政投融资を活用している事業の主な内容

特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第85条第2項第1号に基づく、国家備蓄施設の設置及び管理(修繕、改良更新工事を含む)を行う。

2. 財政投融资計画額等

(単位:億円)

元年度財政投融资計画額	30年度末財政投融资残高見込み
130	1,495

3. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

① 政策コスト

(単位:億円)

区 分	30年度	元年度	増 減
1.国の支出(補助金等)	-	-	-
2.国の収入(国庫納付等) ※	-	-	-
3.出資金等の機会費用	-	-	-
1~3 合計=政策コスト(A)	-	-	-
分析期間(年)	14年	16年	+2年

② 投入時点別政策コスト内訳

(単位:億円)

区 分	30年度	元年度	増 減
(A) 政策コスト【再掲】	-	-	-
① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用	-	-	-
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	-	-	-
国の支出(補助金等)	-	-	-
国の収入(国庫納付等)※	-	-	-
剰余金等の機会費用	-	-	-
出資金等の機会費用	-	-	-

④ 感応度分析(前提条件を変化させた場合)

(単位:億円)

(A) 政策コスト【再掲】	貸付及び調達金利を+1%させた場合	増減額	1. 国の支出(補助金等)	2. 国の収入(国庫納付等)※	3. 出資金等の機会費用
			-	-	-
-	-	-	-	-	-

③ 経年比較分析(対前年度実績増減額の算出)(単位:億円)

政策コスト	単純比較(調整前)	30年度	元年度	単純増減(②-①)
		①分析始期の調整(分析始期を元年度分析に合わせた結果)	②前提金利の調整(30年度の前提金利で再試算した結果)	
経年比較(調整後)	-	-	-	-

元年度の政策コストは発生しない
これは、当特会に対し将来的な補助金等の投入や国庫納付等が発生しないことによるものである。

(注) 各欄は単位未満四捨五入の端数処理により、合計において合致しない場合がある。

※ 国の収入(国庫納付等)は、収入がある場合マイナス計上する。例: △100億円…100億円の国庫納付等を表す。

4. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

[将来の事業見通しの考え方]

- ①財政融資資金の元本償還及び利払い額については、既存債権及び令和元年度計画額等を基に計上。
- ②事業費については、今後の見通しを基に必要な額を計上。

(単位:億円)

年 度	(実績)				(見込み)	(計画)	(試算前提)
	26	27	28	29	30	元	2~16年度
事業費	99	72	46	81	80	130	120

5. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)は、石油石炭税の税収を全て一般会計に計上した上で、必要額を特別会計へ繰り入れる仕組みとなっており、国家石油備蓄基地及び国家石油ガス備蓄基地の建設や能力向上(資本的支出)の業務を遂行するため、財政融資資金を受けた分の元本償還及び利払いについては、この税収財源を充てている。

6. 特記事項など

特になし

(参考)当該事業の成果、社会・経済的便益など

① 出融資等実績

- ・平成28年度融資実行実績:46億円
- ・平成29年度融資実行実績:81億円
- ・平成30年度融資実行実績:80億円

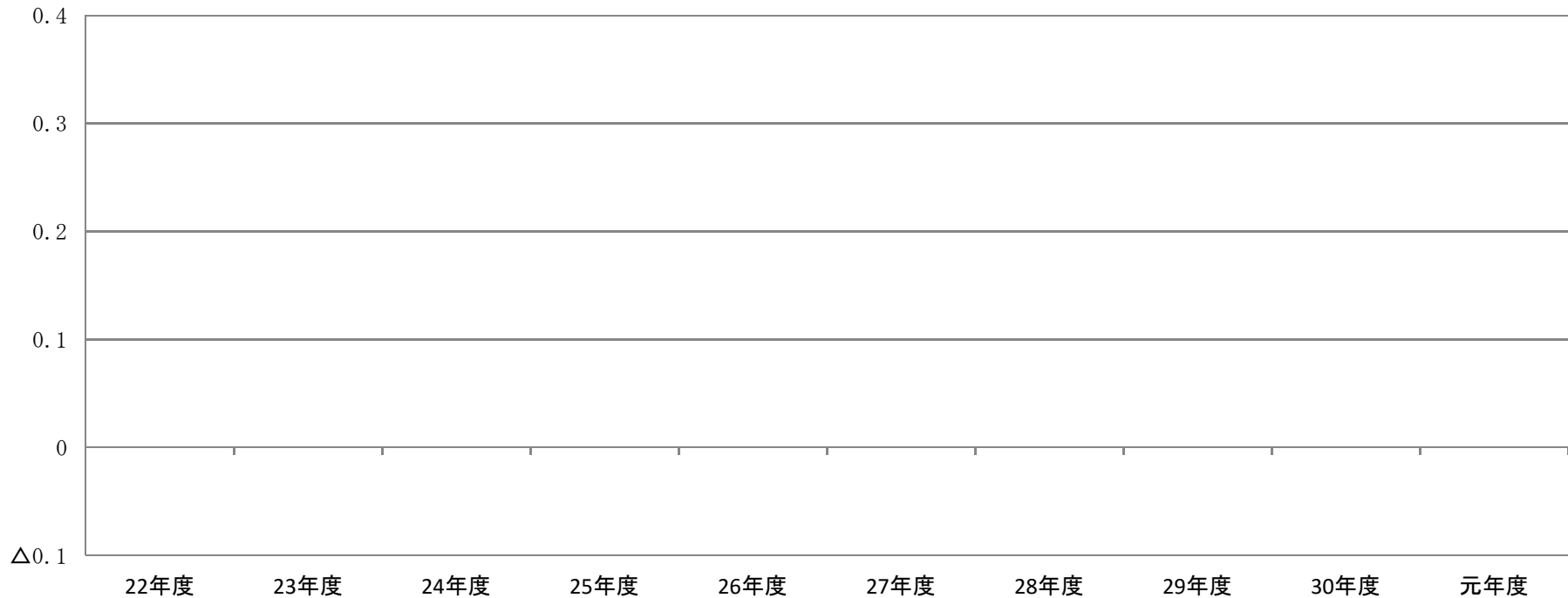
② 主たる政策目的及び社会・経済的便益

石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)に基づき、石油・石油ガスの備蓄を確保するとともに、備蓄に係る石油・石油ガスの適切な供給を図るための措置を講ずることにより、我が国への石油・石油ガスの供給が不足する事態及び我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油・石油ガスの供給が不足する事態が生じた場合において石油・石油ガスの安定的な供給を確保し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資している。

(参考)構成要素別政策コストの推移

<エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)>

(単位:億円)



(注) 各年度の政策コストについて、推計に適用される金利等の前提条件は異なる。

(ポイント)

・財政融資資金の元本償還及び利払いは、分析期間を通じて石油石炭税が充てられており、一般会計を財源とする補助金等の受け入れは行っておらず、政策コストは発生していない。